

政治倫理条例検討委員会設置要綱

（検討組織の設置）

- 第1 東京都議会に、政治倫理条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
- 2 検討委員会は、東京都議会会議規則第126条第3項に規定する協議等の場とする。

（目的）

- 第2 検討委員会は、次の事項について調査・検討することを目的とする。
- （1）都議会議員の政治倫理条例に関する事項
 - （2）その他必要な事項

（構成）

- 第3 検討委員会は、都議会議員のうちから、議長が指名する委員14名をもって組織する。
- 2 前項の委員の選出党派及び人数は、次のとおりとする。
- | | |
|-----------------|----|
| 東京都議会自由民主党 | 3名 |
| 都民ファーストの会 東京都議団 | 3名 |
| 都議会公明党 | 3名 |
| 日本共産党東京都議会議員団 | 2名 |
| 東京都議会立憲民主党 | 2名 |
| ミライ会議 | 1名 |

（委員長及び打合会）

- 第4 検討委員会に、委員長1名を置く。
- 2 委員長は、検討委員会において互選する。
- 3 委員長は、検討委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 4 委員長は、必要に応じ、検討委員会の了承を得て、有識者、執行機関等の出席を求めることができる。

5 検討委員会の運営に関し必要な事項を協議するため、検討委員会に打合会を置く。

6 打合会は、委員長及び検討委員会の委員のうち各会派から選出された委員各1名で組織する。

（会議の公開）

第5 検討委員会は、これを公開する。ただし、検討委員会に諮り、非公開とすることができるものとする。

2 打合会は、非公開とする。

3 検討委員会の傍聴に関し必要な事項は、東京都議会委員会傍聴規則（昭和49年東京都議会規則第2号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則の規定中「委員会」とあるのは「検討委員会」と読み替えるものとする。

（記録）

第6 検討委員会（打合会を除く。）は、委員会速記録を作成する。

2 検討委員会の委員会速記録は、印刷し、これを公開する。ただし、会議を非公開とするときは、この限りでない。

（報告）

第7 委員長は、検討の経緯及び結果について、適宜、議長に報告する。

（設置期間）

第8 検討委員会の設置は、第7に規定する報告終了までとする。ただし、議員任期満了の日を限度とする。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な次の事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

(1) 全体の審議日程

- (2) 参考人の選定、その他参考人の意見聴取の取扱い
- (3) その他

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 9 日から施行する。